

## 仕様書等に関する質問と回答について

公告年月日 令和6年6月7日

業務の名称 令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達

番号	質問事項	回答
1	契約書(案)第10条第2項につきまして、「支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日)の翌日から起算して30日以内」と定めています。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただけますでしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条により、政府契約の支払いの時期が規定されています。当該法律の規定は、同法14条において、地方公共団体のなす契約に準用することとされていますので、当該契約に係る支払いの時期については、県が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から30日以内となります。
2	契約書(案)第11条第1項につきまして、「遅延利息の率を財務大臣が決定する率を乗じて」と記載がございますが、延滞利息につきましては弊社の供給条件では、「その算定対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載に合わせて、削除またはご変更いただけますでしょうか。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が財務省告示されています。当該法律の規定は、同法14条において、地方公共団体のなす契約に準用することとされていますので、支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、支払時期到来の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を下らないものとなります。
3	「消費税」や一般配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。	協議させていただきます。
4	仕様書及び契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表によるものとします。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
5	内訳書(計算書)について、②年間の電力量料金につきまして、端数処理は①年間の基本料金と同様に小数点以下切捨てでお間違いないでしょうか。	お間違いございません。